

第29回 農業委員会定例総会

開催日時	令和7年10月23日（木） 午後1時30分～午後2時22分
開催場所	佐川町役場 2階大会議室
出席委員	<p>農業委員 出席7名</p> <p>2番田村 和弘 3番森田 有紀 4番氏原 延 6番澤村 重隆 7番横畠 悅子 8番藤田 省三 9番北添 正男</p> <p>農地利用最適化推進委員 出席12名</p> <p>田村 幸生 味元 健清 田村 営幸 森 正彦 永田 和道 邑田 昌平 中村 修 岡村 建介 山口 修二 伊藤 洋章 田村 泰富 北添 秀紀</p>
欠席委員	<p>農業委員 欠席2名</p> <p>1番藤原 健祐 5番田村 公史</p> <p>農地利用最適化推進委員 欠席1名</p> <p>岩佐 誠志</p>
事務局	<p>事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩</p> <p>会計年度任用職員 大原 彰子</p>
日程	<p>第1 開会</p> <p>第2 議事録署名委員選任</p> <p>第3 報告</p> <p>第4 議事</p> <p> 第1号議案 農地法第3条に関する件</p> <p> 第2号議案 農地法第4条に関する件</p> <p> 第3号議案 非農地証明願に関する件</p> <p> 第4号議案 農用地利用集積等促進計画に関する件</p> <p> 第5号議案 地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件</p>

	<p>第5 その他</p> <p>第6 閉会</p>
会長	<p>定刻になりましたので、これより第29回農業委員会定例総会を開催します。</p> <p>本日は農業委員の1番藤原健祐委員、5番田村公史委員、農地利用最適化推進委員の岩佐誠志委員の3名から欠席の報告が入っています。</p> <p>定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。</p> <p>日程第2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、8番藤田省三委員と2番田村和弘委員を指名します。</p> <p>つづきまして、日程第3. 報告に移ります。事務局より報告を願います。</p>
藤本局長	<p>それでは、日程第3. 報告事項につきまして、報告します。</p> <p>報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、2日に農地売買等事業に関する四者協議が役場で開催され、譲渡人、譲受人、高知県農業公社より2名、産業振興課より2名、事務局より私と前田係長が出席しました。</p> <p>こちらに関しましては、農地中間管理機構特例事業による農地売買等事業となり、この事業を使うことで売り手側は譲渡所得税の特別控除が受けられたり、所有権の移転登記を農業公社が行うといったメリットがあります。</p> <p>また、買い手側は登録免許税の軽減や不動産取得税の控除といったメリットがあります。</p> <p>なお、事業の採択要件として、対象地が農振農用地であるとか、買い手側が認定農業者などの認定を受けている者であるとか、一定の要件があります。</p>

8日には青年等就農計画認定申請書に関する打ち合わせが役場で開催され、事務局より前田係長が出席しました。

こちらに関しては、現在、地域おこし協力隊において農業分野で活躍されている方が、来年2月から新規就農することになりました。

新規就農するにあたり、経営開始資金を受給する予定ですが、そのためには青年等就農計画の認定を受ける必要があるので、事前の打ち合わせを行ったものです。

20日には農業委員会職員全国研究会が東京都の砂防会館で開催され、事務局より前田係長が出席しました。

こちらに関しては、深刻な担い手不足の中、地域計画の実現や農地利用の最適化に向け、農業委員会の役割が一層重要になってきており、法令業務の適正執行に加え、現場での積極的活動が求められる中、事務局職員が県域を越えて様々な取り組みを学び、情報共有・交換するため機会として開催されたものです。

高岡郡協議会の輪番により、今年は佐川町が担当となり、参加しました。

また、研究会当日は、南国市による「農用地利用集積等促進計画に伴う権利移動への農業委員会の関わりについて」の事例報告も行われました。

23日は、本日の定例総会となります。

また、今後の予定としましては、24日に佐川町農業関係機関連絡会が高岡農業改良普及所で開催される予定です。

つづきまして、報告事項2. 賃貸借解約届1件について報告します。

貸出人・借受人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。

	<p>なお、解約事由は3条申請のためとなっています。</p> <p>つづきまして、報告事項3. 農用地利用集積計画の変更3件につきまして報告します。</p> <p>貸出人・借受人や土地の所在、変更内容については議案書に記載のとおりです。</p>
	<p>つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書3件について報告します。</p> <p>なお、届出事由はすべて相続となっています。</p> <p>相続人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>あっせん希望はありません。</p>
	<p>つづきまして、報告事項5. 時効取得1件について報告します。</p> <p>登記義務者、登記権利者や土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p>
	報告は以上です。
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？
	【質疑等なし】
会長	<p>質疑等がないようなので、これで報告を終わります。</p> <p>つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>それでは、第1号議案農地法第3条に関する件5件について説明します。</p> <p>譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p>

	<p>なお、32番については、許可後の譲受人の持ち分が108分の104となり、全持分の所有となりませんが、了承の上での所有権移転となります。</p> <p>28番、29番、31番は行政書士の田中勇さんが、32番は行政書士の前田和さんが代理人となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
4番氏原委員	<p>28番について報告します。申請地は●●●集落にあり、●●●●●●●から北東へ約800mの所にあります。現在は稲狩り後の状態で、許可後は引き続き水稻を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮ります。第1号議案28番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案28番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案29番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>

北添推進委員	<p>29番について報告します。申請地は●●集落にあり、●●●●●から南西へ約90mの所にあります。現在は季節野菜を耕作中で、許可後は露地で季節野菜を耕作する予定です。</p> <p>譲受人は主に野菜を栽培する専業農家です。農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案29番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案29番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案30番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
山口推進委員	<p>30番について報告します。申請地は●集落で、●●●●●から北へ約500mの所にあります。現在は茶畠跡を除草して開墾しています。許可後は露地で野菜を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に野菜を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は兄弟と共同利用しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】

会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案30番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案30番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第1号議案31番について、確認委員さんの報告をお願いします。
田村幸生推進委員	31番について報告します。申請地は●●●集落にあり、●●●●●●から北へ約150mの所にあります。現在は野菜を植えて管理されている状況です。許可後は引き続き野菜を栽培する予定です。 譲受人は主に季節物野菜を栽培する兼業農家です。添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案31番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案31番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第1号議案32番について、確認委員さんの報告をお願いします。

田村泰富推進委員	<p>32番について報告します。申請地は●●●集落内で、●●●●●●から北西に約1800mの所にあり、現在は草が生えている状態で、許可後は水稻を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案32番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案32番につきましては、申請のとおり決定しました。
	つづきまして、第2号議案農地法第4条に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。
前田係長	<p>第2号議案農地法第4条に関する件1件について説明します。</p> <p>申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p> <p>行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

邑田推進委員	<p>2番について報告します。申請地は●●集落にあり、●●●●●より町道を東に200m行った右側の土地が申請地です。現在は畠です。西側は畠、北側・東側・南側は町道で、関係者の同意も得ており、問題ありません。</p> <p>また、排水路、進入路も確保しており、何も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第2号議案3番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第3号議案非農地証明願に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>第3号議案非農地証明願に関する件1件について説明します。</p> <p>申請人や土地の所在、利用状況については議案書に記載のとおりで、行政書士の前田和さんが代理人となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
田村泰富推進委員	<p>4番について報告します。申請地は●●●集落内で、●●●●●●●から北西へ約900mの所にあります。現在は●●●番●は公衆用道路、●●●番●は宅地となっています。</p> <p>判断理由としては、●●●番●は町道改良工事施工後の残地と見受けられ、草が生えています。その土地への進入路は全く無く、耕作に必要な機械類も搬入できない状態であります。また、大きな集</p>

	<p>水辺も設置されていることなどから、公衆用道路として判断しました。●●●番●は約20年前から駐車場や倉庫として利用されていてことから宅地と判断しました。</p> <p>以上のことから、佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条第7号と第5号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第3号議案は申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第4号議案農用地利用集積等促進計画に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
藤本局長	<p>第4号議案農用地利用集積等促進計画に関する件1件について説明します。</p> <p>申請人や土地の所在、申請理由については議案書に記載のとおりです。</p> <p>農地売買等事業につきましては、報告事項で説明したとおりになります。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
5番氏原委員	<p>1番について報告します。申請地は●●●集落で、●●●●●●●●の●●●●●●●●●●●●●●から北東へ約100mの所にあります。</p> <p>現在は稲刈り後の状態です。許可後は露地でニラを栽培する予定です。</p>

	<p>譲受人は主にニラを栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、問題なしと判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第4号議案は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。</p> <p>つづきまして、第5号議案議地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
藤本局長	<p>第5号議案につきまして、説明をさせていただきます。今年3月31日付で公告されました地域計画について、転用の計画をしている農地について、地域計画から除外したい旨の申出が、産業振興課へ提出されておりまして、町の方から農業委員会に対し、農業経営基盤強化促進法第19条及び第20条に基づき、変更に係る目標地図素案の作成の依頼を受けておりますことから、今回、町が変更しようとする部分についての目標地図の素案を、議案として提出させていただいておるものです。</p> <p>今回、変更する箇所や地図の詳細につきましては、タブレットへ掲載しておりますので、ご確認ください。変更の理由としては、転用申請する農地を地域計画から除く、といったものです。</p>

	<p>また、本議案が可決されました後は、町から農業委員会に対し、変更計画に係る意見聴取の手続きが行われますが、この意見聴取に対する回答につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第12の5の規定に基づき、事務局長の専決にて、町へ回答させて頂きたいと思っております。説明は以上です。</p>
会長	事務局からの説明がありましたか、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第5号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第5号議案につきましては、提案のとおり決定しました。</p> <p>その他に移ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
藤本局長	<p>私の方から、3点ほどお伝えいたします。</p> <p>まず1点目としましては、全国農業新聞の購読についてです。</p> <p>先月、前田係長から皆様に購読のお願いがありましたが、1人増えて、現在の購読率は約45%となりました。農業委員さんだけで言えば約55%、推進委員さんだけで言えば約38%です。</p> <p>引き続き、まだ購読されていない委員の方におかれましては、ぜひ購読をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>つづきまして、2点目としましては一筆調査におけるタブレット端末使用の効果についてです。</p> <p>令和5年度の紙のみで調査した時の時間数と、今年のタブレットで調査していただいた時間数について比較した結果を載せております。</p> <p>4人の委員さんがまだ業務記録簿を提出されていないので、全員分での比較はできませんでしたが、現在提出されている内容での比</p>

	<p>較では、17人中、調査時間が減少したのは9人。逆に増加したのが8人。全体では、令和5年度に比べて約20時間減少しています。</p> <p>調査時間が増加している委員さんにつきましては、電波の通信状況が原因で、現場での現地確認の後に、改めて家などでの調査結果の入力をしたことや、現地の写真撮影に何度も足を運んだこと、また、事務局からの再調査依頼への対応で再度調査をして頂いたことなど、が挙げられると思います。</p> <p>来年度の一筆調査に向け、今回の結果を踏まえて改善できる部分は、事務局だけでなく皆様のお知恵をお借りして改善していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>(その他、「次回の農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に関する事務手続きのスケジュール案」と「農地の借受希望の申出の件について」の説明あり)</p> <p>つづきまして、3点目は情報共有・意見交換です。</p> <p>今回も皆様の活発な情報共有・意見交換をしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
会長	情報共有・意見交換ですが、何か意見のある方はいますか。
	【特になし】
会長	<p>その他、特にないようなので、これで第29回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>次の定例総会は、11月27日 木曜日 午後1時半から、佐川町役場2階中会議室2で行いますので、ご注意ください。</p>

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議長：

議事録署名人：

議事録署名人：
